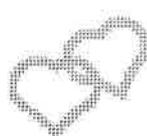




発行所 日本看護連盟
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627
発行人 大島敏子

No.425

2022年6月1日号



石田まさひろ参議院議員が 厚生労働委員会で質問

5月24日に開かれた参議員厚生労働委員会で、石田まさひろ議員は、児童福祉法の一部改正案に関して、ハイリスク妊婦支援や子供の保護・支援などについて質問しました。その概要をご紹介します。

◎予期せぬ妊娠で孤立しがちな妊婦への支援

石田議員は、公益社団法人「小さいのちのドア」の活動を紹介、予期せぬ妊娠で孤立し社会的ハイリスクを負った妊婦を支える事業推進の必要性を強調し、厚生労働省の取り組みについて質問しました。

厚生労働省子ども家庭局長は、社会的ハイリスク妊婦に対し、孤立感解消を図るための産前産後サポート事業や、妊娠期から産後までの継続した支援を行う産前産後母子支援事業に取り組んでいると答えました。

石田議員は「小さいのちのドア」のような活動への支援や社会的ハイリスク妊婦支援にも予算を取るべきと訴えました。

後藤茂之厚生労働大臣は、ハイリスク妊産婦への支援が着実に届くよう、財政支援も含め、支援環境の整備を進めていくと答えました。

◎乳幼児頭部外傷に関する虐待の基準について

石田議員は、厚生労働省が策定した「子どもの虐待対応の手引」の乳幼児頭部外傷の診断基準に該当する外傷を見た場合は、ほぼ自動的に虐待として通報される、と紹介しました。ところが、この基準に異議を唱える医師も少なからずおり、頭部の外傷だけをもって虐待と通報すると冤罪を生じかねないので、最近の医学的知見を参考に見直すべきではないかと質問しました。

後藤大臣は、乳幼児頭部外傷については、児童相談所において医療機関等の関係機関と連携して十分な情報を集め、医師の診断のほか、子どもの状況、

保護者の状況、生活環境等から総合的に判断する必要があると、厚生労働省は示していると答えました。また、子ども家庭局長は「子どもの虐待対応の手引」は前回の改定から8年が経過しており、今回法制度が改正されることを機に、見直しの必要性を認識していると答えました。

石田議員は、頭部外傷が虐待によるものかの判断は、異なる分野の医師のセカンドオピニオンを前提にしてはどうか、と提案しました。

◎一時保護開始の司法判断と面会制限について

今回の法改正案では、一時保護の開始にあたって裁判官が判断する仕組み（司法判断）が導入されます。これに関して、石田議員は、裁判官が子どもや保護者の意見を直接聞く機会がなく、児童相談所の資料だけで判断することに懸念を示し、せめて保護者等が用意した意見書をそのまま提出してはどうかと提案しました。また、司法判断の具体的な運用については、これから実務に精通した構成員による作業チームで検討される予定ですが、ここで、当事者の意見を聞く機会を設けては、と提案しました。

一時保護されたされた場合、子どもと保護者には面会・通信が制限されることがあり、長期にわたると愛着形成を阻害し、子どもは親を忘れてしまうと石田議員は危惧を示しました。しかも、面会制限の大半が行政指導によるもので、法的根拠に基づいて行われることは極めて少ないことも問題だと、指摘しました。

◎意見表明権強化と支援事業について

石田議員は、今回の方改正案で、意見表明と支援事業が新しくつくられたことを評価しました。とはいえ、ヤングケアラーや虐待を受けている子どもにとって、意見を表明することは容易なことではないとも指摘しました。どのように支援事業を進めていくのか、質問しました。

子ども家庭局長は、意見表明と支援事業の具体的な運用や手続についてガイドラインを策定することを検討していると答えました。

また、石田議員は、虐待を受けている子どもを支援している弁護士たちを支える仕組みも必要ではないかと質問しました。

子ども家庭局長は、いわゆる子どもシェルターの活動は注視していきたい、また、今回の法改正において、意見表明支援員が中心となって支援活動を行うが、必要に応じて弁護士や社会福祉士などの専門職やノウハウのあるNPOなど、多様なバックグラウンドを持つ人材が支援活動をサポートすることになるだろう、と答えました。

※この模様は参議院のインターネット中継でご覧になれます。